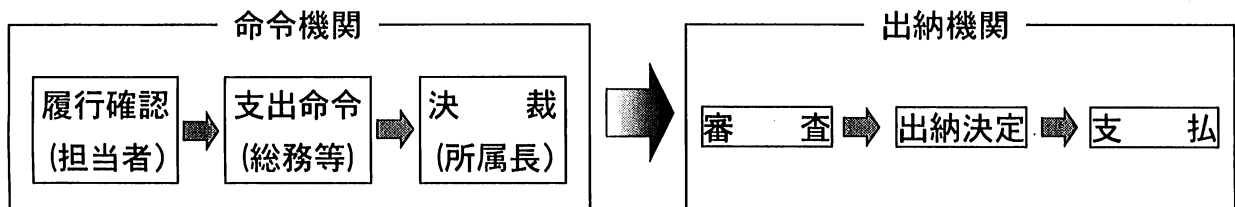


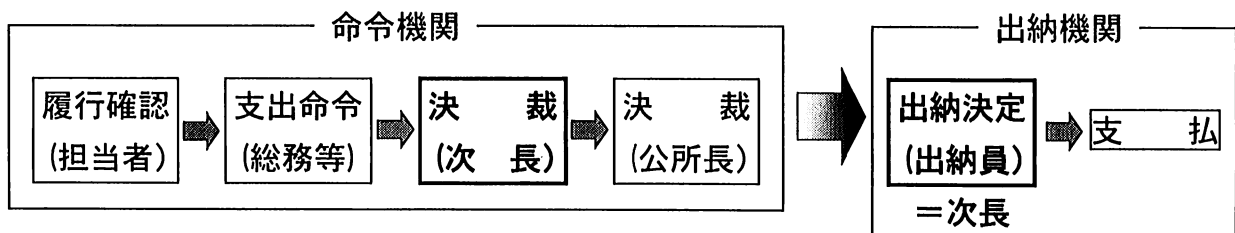
# 財務会計事務執行体制等の検討について

## 京都府の現状

### 【本庁の例】



### 【小規模公所の例】



## 課 題

- ◆財務会計事務が多岐にわたり、かつ複雑な仕組みとなっていることから、適正な事務処理の確保が実務経験に左右される
- ◆公所では出納員（次長）が支出命令側の業務を兼ねているため、出納機関としての牽制機能が十分発揮できていない

## 検討の方向性

- ◆財務会計事務の適正化を図るため、経理業務や契約業務等について、専門的なセクションへの集約化・集中化を検討
- ◆出納機関による牽制機能の強化や内部統制の仕組みづくりを検討

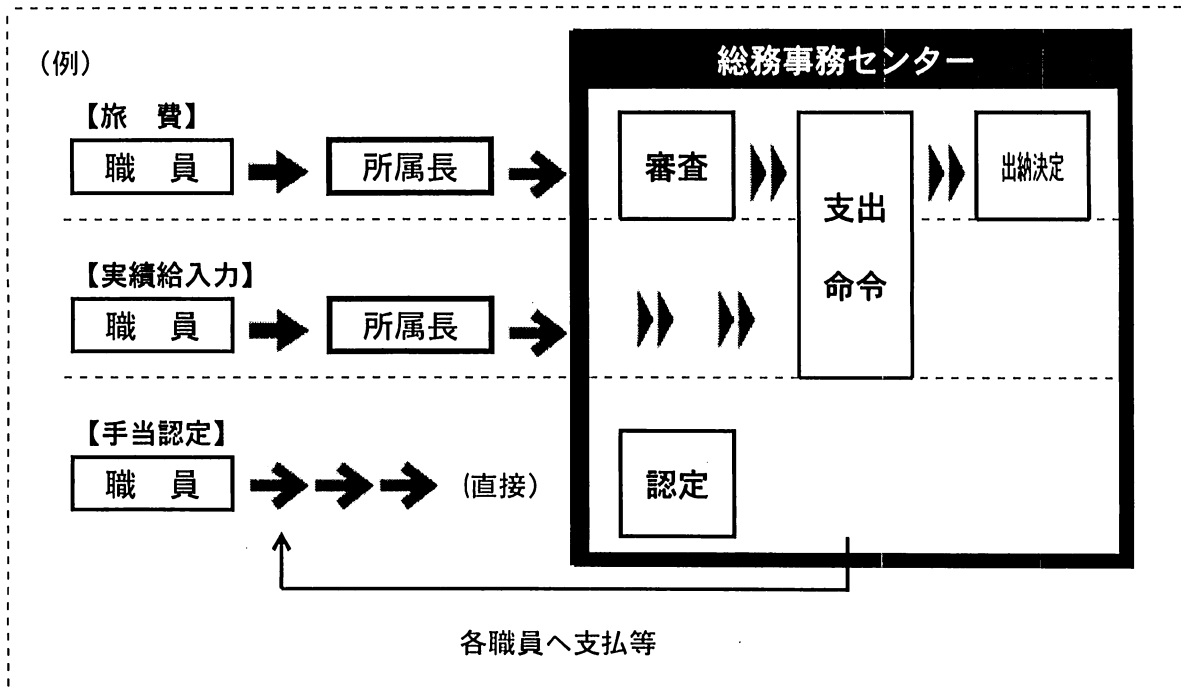
## 当面の取組

- ①公所における財務会計処理の実態について視察・意見交換
- ②他府県の取組事例を踏まえた内部牽制体制の検討（資料提供）

## 府の取組事例

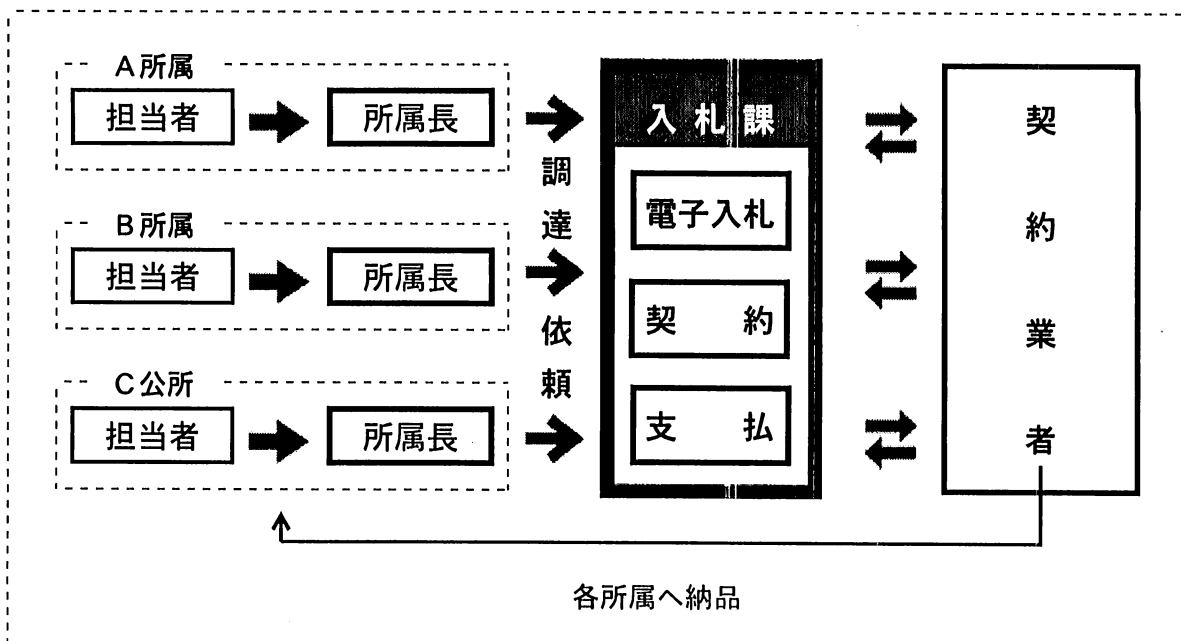
### 総務事務センター

◆総務事務の集中処理を実施（本庁・公所）



### 入札課

◆一般用品等の集中調達を実施（本庁・公所）



※本庁の工事については、電子入札を集約

## 府と異なる事例

### 本庁組織（命令機関）

特 徴	契約担当課方式（一定規模以上の入札及び契約事務を集約）	1/38 団体
効 果	複雑な契約事務を一元化することで適正な会計事務を確保	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約業務等を集約している団体は少数派（多くは所属で執行）</li> <li>・ 旅費等に係る総務事務センター方式は多くの団体が採用</li> </ul>	

### 本庁組織（出納機関）

特 徴	所属出納員方式（各所属の所属長や次長を出納員に任命）	4/38 団体
効 果	各所属が支出負担行為から出納決定まで自己責任により実施	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出命令と出納決定を同一人が行うため内部けん制が働かない</li> <li>・ 審査水準確保のための研修・指導・相談の強化が必要</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属出納員方式への移行を予定している団体では審査機能のレベルダウンを非常に危惧</li> </ul>	

京都府	会計課方式（会計課に専任の出納員等を配置）	34/38 団体
効 果	独立した組織とすることで、より内部けん制が確保される	
課 題	専任の出納員等を配置するためには人員確保が必要	

### 地方機関（出納機関）

特 徴	会計課分室方式（専任の出納員等を配置し出納事務を集約）	8/38 団体
効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 審査機能・内部けん制の確保（独立性）</li> <li>② 高い審査水準の確保（専門性）</li> <li>③ 統一的な財務会計規程の運用（正確性）</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任の出納員を配置するためには人員確保が必要</li> <li>・ 遠距離公所との間での書類のやり取りに労力が必要</li> </ul>	

特 徴	一部会計課分室方式（総合庁舎のみ会計課分室を設置）	5/38 団体
効 果	多くの出納事務を抱える組織を対象に審査機能の効率的な強化が可能	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合庁舎の審査機能は確保されるが、単独公所においては支出命令と出納決定を同一人が行うため内部けん制が働かない</li> <li>・ 審査水準確保のための研修・指導・相談の強化が必要</li> </ul>	

京都府	公所出納員方式（各公所の次長等を出納員に任命）	25/38 団体
効 果	各所属が支出負担行為から出納決定まで自己責任により実施	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出命令と出納決定を同一人が行うため内部けん制が働かない</li> <li>・ 審査水準確保のための研修・指導・相談の強化が必要</li> </ul>	

## 公所視察(案)

### 目 的

財務会計処理の適正化をはじめ、出納機関による牽制機能の強化に向けた組織や体制の検討を行うため、京都府の公所における財務会計処理の実態について、現場でどのような処理が行われているのか視察するとともに、会計処理に携わっている職員や出納員等と直接意見交換を行う。

### 概 要

下記の内容について、半日程度（午後）で実施する。

#### ①広域振興局総務室の視察

- ・統合財務システムを利用した支出命令から出納決定に至るまでの実務を視察

#### ②管内の小規模公所の視察

- ・小規模公所に移動し、広域振興局と同様に小規模公所での実務を視察

#### ③意見交換会の実施

- ・実務に携わる職員や出納員等と現状の問題点や課題、改善策等について意見交換を実施

### 体 制

外部委員と事務局職員が2班体制に別れて実施する。